

# 「遊休農地等再生対策支援事業」概要

令和5年2月 農村振興課

国土保全の見地から、重要な地域資源である農地の有効活用を図るため、市町村等(事業実施主体)が策定した「遊休農地等再生計画」に基づき、作物生産等を再開するために農業者、農業公社、農業者の組織する団体等(取組者)が行う遊休農地の再生作業等の取組などに対して支援する。

<p><b>事業実施主体</b> 市町村、市町村農業委員会、地域耕作放棄地対策協議会</p>	<p><b>補助要件</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業実施主体は、集落を単位とした「遊休農地等再生計画」を策定すること。(集落の範囲は、農林業センサス「農業集落境界」による)</li> <li>○ 事業費が10a当たり3万円以上、かつ200万円未満であること。</li> <li>○ 事業実施主体が利用調整等を行った取組者は、貸借権の設定・移転、所有権の移転又は農作業受委託によって遊休農地を引き受けて、再生作業等を行い、再生後、当該農地において5年間以上耕作を継続すること。</li> <li>○ 遊休農地等の解消を目的とした国及び県の補助事業の対象とならない農地であること。 なお、過去に遊休農地等の解消を目的として、国、県の補助金等の交付を受けたことがないことを原則とする。</li> </ul>						
<p><b>事業内容</b></p> <p>1. 再生作業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 草・かん木の刈払、樹木の伐採・抜根などの障害物除去(廃棄物の処理を含む)、深耕、整地作業</li> <li>② ①と併せて行う以下の内容             <ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌改良費(土壌改良用資材代、運搬散布経費を含む)</li> <li>・種 苗 代(果樹、アスパラガス等の減価償却資産(所得税法施行令第6条)となるものは除く。また、事業により種苗を購入する場合は、事業実施期間内までに行うこと。)(植え付け労務費は除く)</li> </ul>             ただし、②については、①の金額を超えない範囲を支援対象とする。           </li> </ul> <p>2. 条件改善整備</p> <p>1の再生作業に付帯して行う下記の条件改善整備の経費を支援</p> <table border="1" data-bbox="280 1077 1131 1268"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 暗きよ排水工</td> <td>暗きよ排水の設置</td> </tr> <tr> <td>② 客土</td> <td>耕土厚の確保のための客土 ※耕土厚は、田15cm、畑20cm以内の確保を限度とする。</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	① 暗きよ排水工	暗きよ排水の設置	② 客土	耕土厚の確保のための客土 ※耕土厚は、田15cm、畑20cm以内の確保を限度とする。	<div data-bbox="1198 901 2060 1149"> </div> <p><b>対象農地</b> 1号遊休農地、2号遊休農地</p> <p><b>【事業の流れ】</b></p> <pre>     graph LR       A[県] --&gt; B[市町村等(事業実施主体)]       B -- "↓支援・指導" --&gt; C[取組]       style C stroke-dasharray: 5 5     </pre>
種 類	内 容						
① 暗きよ排水工	暗きよ排水の設置						
② 客土	耕土厚の確保のための客土 ※耕土厚は、田15cm、畑20cm以内の確保を限度とする。						
<p><b>補助率</b> 定率1/2以内 事業費200万円未満(補助額上限99万9千円)</p>							